

第 20 回 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成 27 年 7 月 22 日 (水) 13:30~15:30
2. 開催場所 日本電気協会 4 階 B 会議室
3. 出席者 (順不同, 敬称略)
出席委員: 米野主査 (日本原子力発電), 伊藤副主査 (中部電力), 井上 (東京電力),
小川 (北海道電力), 君和田 (電源開発), 高井 (原子力安全推進協会), 高
取 (中国電力), 附田 (日本原燃), 山田 (北陸電力) (計 9 名)
代理委員: 打越 (四国電力・高畑代理), 尾上 (関西電力・岩崎代理), 久保山 (九州電
力・河津代理), 船橋 (日本原子力研究開発機構・椎名代理) (計 4 名)
常時参加者: 藤田 (日本原子力発電), 細川 (関西電力) (計 2 名)
オブザーバ: 白石 (日本原子力発電) (計 1 名)
事務局: 永野, 田村 (日本電気協会) (計 2 名)
4. 配布資料
資料 No. 20-1 第 19 回原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 議事録(案)
資料 No. 20-2 平成 26 年度活動計画実績及び平成 27 年度活動計画
資料 No. 20-3 原子力発電所緊急時対策所設計指針改定について
参考資料-1 原子力発電所緊急時対策所設計指針検討会 委員名簿
参考資料-2 第 32 回安全設計分科会 議事録(案)
参考資料-3 原子力発電所 緊急時対策指針 (JEAG4102-2010) の改定について (第 2 回
シンポジウム資料)
5. 議事
 - (1) 定足数確認, 常時参加者等の承認について
主査による代理出席者 4 名, 常時参加者及びオブザーバの承認後, 事務局より, 出席委員が代
理出席者を含め 13 名となり, 委員総数の 3 分の 2 (10 名) 以上で, 会議招集の定足数を満たしてい
ることの報告があった。
事務局より, 以下の通り, 委員の変更の紹介があった。正式な委員就任は, 次回分科会で行う。
関西電力 岩崎委員→尾上委員候補, 日本原子力研究開発機構 椎名委員→船橋委員候補
 - (2) 前回議事録の確認について
事務局より, 資料 No. 20-1 に基づき, 前回議事録案の説明があり, 正式な議事録とすることを
確認した。

(3)平成 27 年度活動計画について

事務局より、資料No. 20-2に基づき、3/16の第32回安全設計分科会、3/24の第55回原子力規格委員会で承認された、平成27年度活動計画について報告があった。また、事務局より、原子力規格委員会において、国内外の研究成果、指針等を記載するようコメントがあったことの報告があった。

主な質疑、コメントは以下のとおり。

- ・国内外の研究成果の記載は難しいが、記載するとすればNUREG等を考えたい。

(3) 原子力発電所緊急時対策所設計指針の改定について

米野主査、藤田常時参加者より、資料 No. 20-3 に基づいて緊急時対策所設計指針の改定について、現在の作業状況、スケジュール案、主な課題について説明があった。

本指針の改定にあたって、福島事故後に作業を進めてきたが、緊急時対策所は再稼働審査で各社が個別に対応しているのが現状。現状を踏まえて、その内容を指針に反映したいため、審査状況を踏まえた今後の進め方を議論したい。

主な質疑、コメントは以下のとおり。

- ・本指針の位置付けを確認したい。新規基準でエンドースされ、審査で使うことを想定しているのか。
→エンドース、審査での活用は考えていない。運用する側としては設計の拠り所がないと困るのでガイドとしてまとめてきた。緊急時対策所の設計条件は回りの条件で変わってくるため、各事業者のデータベースとなり、新規設計や改造での手引きとなるものを作っていくたい。
- ・審査において様々な指摘があった。どのような形でいつごろ検討会に提供すれば良いか。
→スケジュールにあるように、8月から12月で案をまとめたい。1~2か月に1回程度、幹事社でまとめることとしたい。また、指針への反映要否については12月の検討会を経て決めることとしたい。
- BWR電力ではコメント処理表が活用できると思う。
- ・九州、四国、関西をベースにして整理、ピックアップして、BWR、他事業者の分を追加するイメージとなると考えている。1か月に1回程度メールベースで確認することとしたい。
- ・再処理施設では7施設有るため、対応者の数が多い。緊急時対策所のスペースを決めるに当たり、設計に用いる事業者の人数の考え方を教えてほしい。
→必要な指揮命令が行えること、シビアアクシデント対策要員の2つが必要。防災業務計画とのリンクは事業者によって異なる。
- 被ばく評価に関して、緊急時対策要員はマスクなしで滞在することが条件。中央制御室とは考え方が異なる。
- ・指針を作った後にどう活用されるのか。緊急時対策所が出来てしまえば指針の必要が無いのではないか。

→事業者によっては、プラントとは離れた場所に緊急時対策所の新設を検討しているため、参考になる。

- ・幹となる部分は、各社で共通の考え方ができると思う。新規制基準への対応とその他に最低限必要なことを本文に記載したい。また、各社固有の設計等は、参考(設計例)として記載したい。

- ・懸案事項として、生活用水をタンクに保管するため、内部溢水への考え方、対策が必要と思うので資料に追加する。

- ・電源の2重化はどこまで実施する必要があるか。母線は共用で良いか、電源車が専用で必要か等検討している。

- ・7/31の第33回安全設計分科会で、指針改定の間接報告を予定している。資料について、本日の意見を集約し、メールベースで確認をお願いしたい。

(4)その他

次回検討会開催は、後日調整することとした。

以 上